

(3) 精神薄弱特殊学級学習指導法研究集会

・啓発活動（「学校だより」を地域社会へ配布等）

期 日	期間	会 場	参加人数	研 修 内 容
11月19日(火) 20日(水)	2日	養護教育センター	60名	児童又は生徒の実態に即した効果的な学習を行うため「充実感を持たせる生活単元、作業学習」「生活に結びつく言語・数量指導」についての指導内容・方法の研究と「望ましい校内交流」について研究協議を行った。

(4) 養護教育地域交流推進事業（県単事業）

① 趣 旨

心身に障害のある児童生徒が、小・中学校の児童生徒や地域社会の人々と活動を共にする機会を積極的に設けることは、心身に障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てる上で重要である。それは、心身障害児の社会参加・自立を目指す上で極めて大きな意義を持つものである。

また、心身に障害のない児童生徒にとっても、仲間意識を育て、自分の生活の姿勢や学習の態度を反省したりする上で意義深い教育活動である。さらに、地域社会の人々にとっても、心身に障害のある児童生徒への誤解や偏見をなくし、養護教育についての正しい理解や認識を深めることにより、心身障害児を含めた様々な人々が共存する社会が豊かであるように満ちたものとする基盤づくりの絶好の機会でもある。

このことから、地域や学校の実態に応じた地域社会との交流活動、学校相互の交流をより一層推進するため本事業を平成3年度より実施した。

② 実施校及び協力校等

・実施校

県立大笹生養護学校

・協力校

福島市立飯坂小学校、福島市立大鳥中学校

・地 域

大笹生、笹谷地区

③ 運営連絡協議会

・委員 10名

会 長 県立大笹生養護学校長 野中 恒男

副会長 大笹生町内会連合会長 吾妻 久男

・会議

第1回運営連絡協議会 平成3年7月17日

第2回運営連絡協議会 平成4年3月3日

④ 実施状況

- ・心身障害児や養護教育に関するアンケート調査
- ・学校間交流（いも煮会、落葉拾い、だんごさし等）
- ・地域住民との交流（地区運動会、もちつき会等）

4 研究指定校

(1) 心身障害児理解推進校（文部省指定）

・学校名

相馬市立桜丘小学校（協力校 相馬市立養護学校）

郡山市立片平中学校（協力校 県立聾学校）

・指定期間

平成3年度～4年度

・研究内容

「小学校及び中学校の児童生徒に、心身障害児に対する正しい理解を深めさせるための指導のあり方についての研究」

(2) 心身障害児適正就学推進研究校（文部省指定）

・学校名

県立西郷養護学校

・指定期間

平成3年度

・研究内容

「円滑な就学に役立てる早期からの教育相談の在り方に関する研究」

(3) 重度・重複障害教育研究指定校（県教育委員会指定）

・学校名

県立郡山養護学校

福島市立福島養護学校

・指定期間

平成2年度～3年度

・研究内容

「重度・重複障害教育に関する教育課程の編成及び学習指導方法等に関する研究」

5 生徒指導・進路指導

(1) 生徒指導

昭和60年度より養護教育の指導の重点の一つに「生徒指導の充実」を掲げ、心身に障害のある児童生徒の抱えている生徒指導上の課題に対して、障害の状態や発達段階等に応じた指導が十分行えるように、校内の生徒指導体制の確立に努めた。

特に、児童生徒の心身の障害を十分理解し、児童生徒の立場に立った行動理解を行い、児童生徒の自己実現を図るべく、生徒指導の機能を生かした指導援助に努めた。

(2) 進路指導

進路指導に当たっては、次の点に重点をおき各学校の進路指導に努めた。

- ① 児童生徒が自ら障害を改善・克服し、積極的に社会参加・自立しようとする意欲を高めるとともに、進路に必要な職業的な知識、技能、態度等、基礎的な能力の習得に努めること。
- ② 小学部・中学部・高等部の一貫した進路指導を組織的、計画的に実施できるよう校内の進路指導体制の充実に努めること。
- ③ 福祉・医療機関や職業安定所、事業所等の関係機関との連携に努めること。